

虐待防止マニュアル

社会福祉法人わかば会

—目次—

- Ⅰ 児童虐待とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- Ⅱ 児童虐待の発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- Ⅲ 児童虐待の初期対応と通告・・・・・・・・・・・・ 3
- Ⅳ 通告後の対応～関係機関との連携～・・・・・・・・ 4
- Ⅴ 子ども・保護者への関わり方のポイント・・・・・・・・ 5
- Ⅵ 子どもを虐待から守るための子どもへの関わり方・・・・・・・・ 6
- 別紙1 チェックシート
- 別紙2 通告シート
- 別紙3 要保護児の報告書

I 児童虐待とは

児童虐待は、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為をいいます。

児童虐待は、子どもに対する極めて重大な人権侵害であり、子どもの心身の健康に影響を及ぼし、健全な発達を損なうことにつながります。

1 児童虐待の4つのタイプと影響

身体的虐待 殴る、つねる、ける、たばこの火を押し付ける、首をしめる、食事を与えない、冬に戸外に締め出す、あざ、骨折、顔面打撲など。

性的虐待 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要、子どもに性器や性交を見せる、子どもをポルノグラフィーの被写体にする、子どもの目の前でポルノビデオを見ることなど。

ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

子育て放棄、子どもの遺棄、衣食住の世話をしない、不潔にする、病気などでも医者に診せないなど。また一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬ振りをするなどにも含まれる。

心理的虐待 暴言や著しい拒絶的対応、人格の否定、無視、配偶者へのDV目撃、ほかの兄弟とは差別的な扱いをするなど。

2 しつけと児童虐待

あざや傷ができるほどたたく。

空腹にもかかわらず、食事を摂らせない。などは虐待と判断されます。

3 児童虐待の起こる要因

親の要因

育児不安や育児疲れによるストレスがあったり、父親が育児や家事に協力的でない場合、養育者の感情・情緒の不安定や、攻撃的な性格傾向、アルコール依存、精神疾患などが虐待に結びつくこともあります。養育者自身が子どもの頃に虐待を受けて育った場合、子どもへ虐待してしまう場合があります。

子どもの要因

子どもが未熟児であったり、発達の遅れや疾患、障害などがあったりすると、子育てや将来への不安を募らせるとともに、その対応に追われて余裕がなくなり、子どもを虐待してしまう場合があります。また「手のかかる子」「育てにくい子」の場合は、親として拒否されているようにうけとめてしまうと、親は子どもに否定的な感情を持ってしまうことがあります。

親とその子どもとの関係

児童虐待では、しばしば、兄弟の中の特定の子どもだけが虐待の対象となることがあります。たとえば長期の入院などで親子が別れて生活していると、自分の子どもという実感がわかず、愛情を感じられなくなったり、受け入れられなくなったりします。また、健康な子どもを産めなかったという自責感や今後の養育への不安などが虐待に結びつくこともあります。

家庭の状況

夫婦間の不和・対立や経済的な困窮、借金、失業、転居など、家族関係が不安定になり家庭内のストレスが、虐待のきっかけになることがあります。また、若くして結婚し育児知識が乏しい場合や、両親が高学歴の家庭で、過度の期待から能力以上のことを要求する心理的な虐待や、子連れ再婚や内縁関係の場合も虐待が起こる可能性が高いと言われています。

社会からの孤立

核家族化の進行で、親族の関係も希薄になりがちで、近隣とのつながりも弱く、身近に相談できる相手がいないなど孤立していくことは、養育者のストレスを増大させ、虐待を引き起こす要因となります。地域から孤立していると、発見が遅れたり、深刻化させたりしてしまうことにもなり、さらに養育者は周囲から責められるのを恐れ、ますます社会から孤立するといった悪循環に陥ることも多くあります。

これらの児童虐待が起こる要因は、虐待の発生の可能性を高める要因ですが、様々な要因が複雑に絡みあっておこるものであるため、こういった要因があるからといって直ちに虐待を行う家庭と判断することはできません。

虐待はどこの家庭でも起こり得る問題です。このように、児童虐待は親や子ども、家庭を取り巻く状況、家庭の文化など様々な要因が重なり合って起こるものであることから、一部の特別な家庭のみに起こる問題ではなく、どこの家庭にでも起こり得る問題であると認識することが必要です。「特別な家庭に起こるもの、まさか、自分の保育所の子どもに限ってそんなことあるはずがない」—こんな思い込みは虐待の発見を妨げることになります。

4 児童虐待の早期発見と通告

早期発見

保育所は、子どもが毎日通う場所であるため、子どもの状態やその変化を察知しやすく、虐待を発見しやすい場所です。職員一人一人があるかもしれないという認識の下、ふだんから子どもの変化や言動などに着目することは、早期発見とその防止につながります。

児童虐待防止法の中では児童福祉施設などの組織、団体についても早期発見に努めなければならない義務が課されています。

通告

児童虐待防止法では、すべての国民の義務として、虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所または児童相談所に通告しなければならないと定めています。通告は、子どもを守り、ひいては虐待してしまう親をも救うことになります。周囲の人のあたたかいまなざしと実行が、子どもを虐待から守ります。

Ⅱ 児童虐待の発見

1 虐待を見逃さないポイント

虐待は発見されにくいものです。多くは家庭という密室で行われる行為であるため、実際に行われている現場を見て発見されることはまれです。虐待を受けていても親との関係を断ち切られる不安から、自ら訴え出ることは極めてまれです。こういったことが発見を難しくしています。しかし言葉で直接訴えることはなくても、なんらかのSOSのサインを出していることが多くあります。

普段から子どもと接する機会の多い保育従事者が、いかにこのサインを見過ごさないかが、子どもを虐待から救う第一歩になります。

社会福祉法人わかば会では、虐待と思われる園児を発見した場合、発見者はチェックをしたら、専門リーダー・副主任・主任・副園長・園長にあげていきます。

※別紙1のシートを使いチェックします。

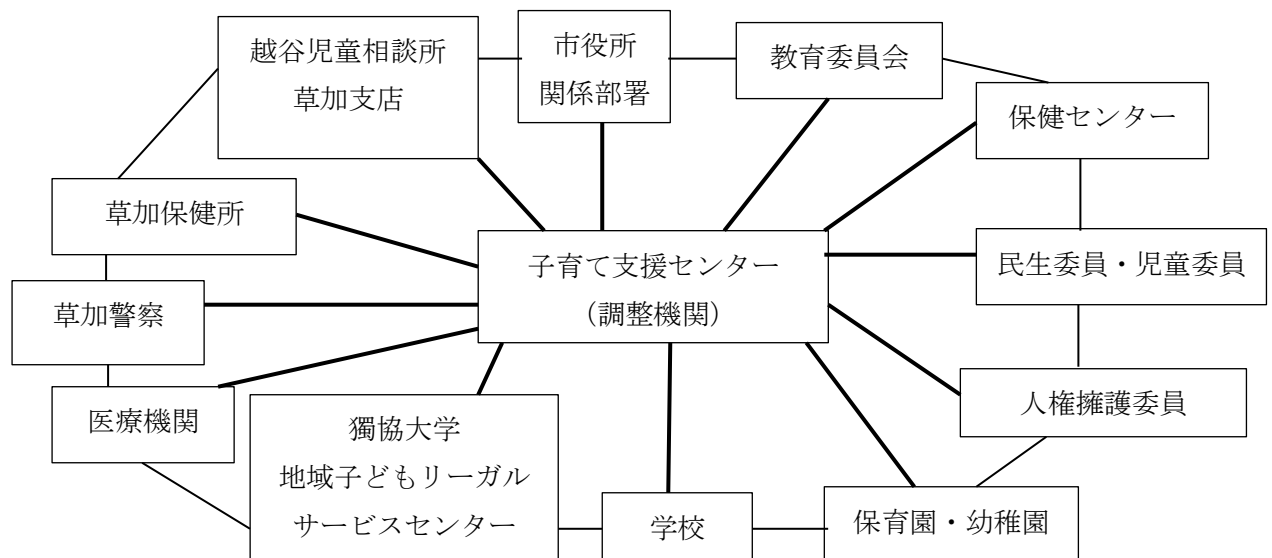
Ⅲ 児童虐待の初期対応と通告

1 児童虐待が疑われる場合

状態、状況を観察し、クラス担任は専門リーダー・副主任・主任・副園長・園長に報告を上げます。緊急性の高い場合は、すぐに園長へ報告します。

緊急性の高い場合と考えられる例

- ・身体的障害を残す危険があるとき（骨折、火傷など）
- ・乳幼児期で身体的虐待が繰り返されているとき
- ・親が子どもにとって必要な医療処置を取らないとき
（必要な薬を与えない、乳児の下痢を放置するなど）
- ・虐待者が非常に衝動的になっているとき
- ・性的虐待が強く疑われるとき
- ・子どもや保護者が保護を求め、訴える内容が切迫しているとき
- ・不登校（園）などで子どもに会えない、家庭訪問しても何かと理由をつけて子どもに会わせない、子どもの状況がわからないとき



2 記録方法について

けがやあざなどがある場合は、写真にとって日付、様子とともに記録します。なるべく事実だけを記入します。明らかでない推測は記録としては控えます。

- ①虐待が疑われたときから、根拠となる事象について、詳細に記録します。
- ②子どもの話した言葉通りに表情や態度、傷の部位や程度などについて記録します。
- ③ 伝聞情報と直接確認した情報を、はっきりと区別して記録します。

【子どもの身体的状況】

- ①ケガ、あざ、やけどの場所や大きさ（写真または絵で記録する）
- ②衛生状態
- ③身長、体重の変化 など

【子どもの言動】

- ①落ち着きがない
- ②友だちや職員との会話の様子

【保護者の状況】

- ①子どもとの接し方（体罰の状況、子どもを無視するなど）
- ②発言内容（なるべく詳細に記録するとよい） など
- ③ 家族の関わり方(行事などの際に父、母が子に対しての関わり方)
- ④家庭訪問時の状況（家の中が乱雑、きょうだいへの接し方など）

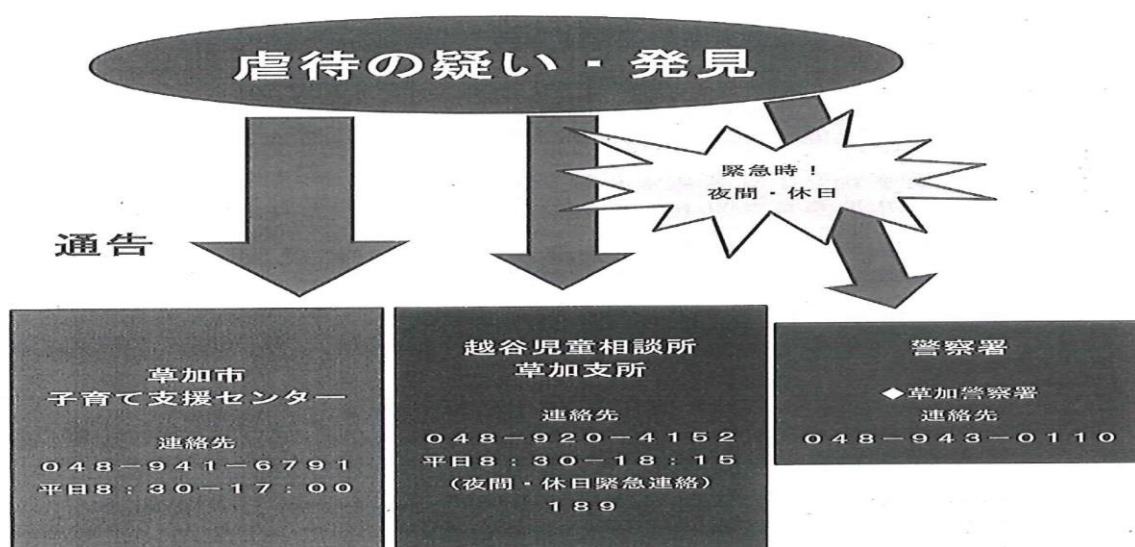
3 通告について

児童虐待防止法第6条では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに通告しなければならない」と規定しています。

本園では、チェックシートをもとに以下の通告先に通告します。

※通常は3ヶ月に1回、様子に変化が見られた時は適宜記録を残していく。

※別紙1・2の様式を使います。



Ⅳ 通告後の対応 ～関係機関との連携～

児童虐待の通告先には、市町村、県福祉事務所および児童相談所があります。

1 市町村での通告後の対応

市町村が児童虐待の通告を受けたときは、必要に応じて、学校の教職員や児童福祉施設の職員、近隣の住民などの協力を得て、子どもとの面会などによって安全の確認を行うことになっています。

緊急性がうかがえる場合には、調査の段階から児童相談所と協力して対応します。

市町村による相談援助活動は、次のように進められます。

- ①相談・通告の受付
- ②受理会議
- ③調査
- ④ケース会議
- ⑤市町村による援助、児童相談所への送致等
- ⑥援助後の評価、援助方針の見直し及び相談援助の集結のための会議

2 要保護児童対策地域協議会

「要保護児童対策地域協議会」は、保護を要する児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）等に関する情報交換や支援内容の協議を行う、児童及びその保護者の支援を目的にした地域連携の場です。埼玉県ではすべての市町村に設置されています。

3 個別事案における具体的な流れのモデル

- ①相談・通報の受理
- ②緊急度判定会議（緊急受理会議）の開催
- ③調査
- ④個別ケース検討会議の開催
- ⑤関係機関等による援助
- ⑥定期的な個別ケース検討会議の開催

⑦要保護児童対策地域協議会などの場で関係機関との情報交換や連絡調整を行い、親子を分離せず在宅での指導とするか、あるいは、親子を分離して児童福祉施設への入所や里親への委託とするのか、子どもにとって最善の利益のための援助方針を決定します。

Ⅴ 子ども・保護者への関わり方のポイント

1 子どもへの関わり方

- ① 子どもとの信頼関係を築きます
 - ・子どもにとって、保育園が安全な場所であるようにします
 - ・子どもの日々の様子を気を配ります
 - ・子どもが何か話しかけてきた時には、子どもの言うことを否定せずにきちんと聞きます
 - ・子どもが保育士を試すようなことをしてきたときには、「挑発」に乗って子どもの表面的な言動だけを取り上げて叱らずに、子どもが置かれている状況、背景を考えて対応します
- ② 子どもからの聞き取りについて
 - ・子どもが安心して安全に話せる場所を用意します
 - ・子どもの年齢によってはおもちゃや絵本を用意し子どもが自然に話せるような雰囲気を作ります

- ・子どもが安心できる人が話を聞きます
- ・子どもの話を否定することや、虐待の事実関係の確認を急いで、無理に聞き出そうとしません
- ・子どもの話を言葉どおりに受け止めます
- ・子どもの前で保護者の批判をしません

2 保護者への関わり方

①保護者への対応

- ・保護者が行っている行為を非難したり、一方的に指導したりしません
- ・保育士には冷静な判断が求められます
- ・対応する側は一貫して保護者を支援する姿勢を取ります

②保護者との信頼関係

- ・保護者と信頼関係を築き、維持することが重要になります
- ・虐待している保護者に対しても、受容し、共感的態度で接することが大切です
- ・保護者の悩みに向き合い、保護者を支えるための具体的なアドバイスをすることで、虐待を予防する効果もあります
- ・話の内容によっては、一人で抱え込まずに、その後の支援方針の検討材料にするために、組織内の共通理解を持つことも必要になります

Ⅵ 子どもを虐待から守るための子どもへの関わり方

子どもたちを虐待という人権侵害から守るためには早期発見・早期対応と併せて、子どもたちに虐待を防止する資質・能力、自尊感情やコミュニケーション能力、人権意識を育成することが重要となります。

子どもたちが自分自身を大切にするとともに、自分の置かれている状況を理解して周囲の人に相談することや話したいことを正しく伝えること、さらに不当な扱いから逃れること、そのような資質・能力を身に付けさせることが虐待防止につながります。そのために虐待を防止するための資質・能力を育てる人権教育の保育実践が必要となります。

実践に当たっては、事前、事後において次のような配慮が必要となります。

《事前において》

子どもの家庭環境を十分に把握しておくこと

保護者に指導内容を知らおせておくこと

虐待を受けたと思われる園児がいる場合、子どもが虐待された時のことを思い出して不安になったり、精神的苦痛を受けたりしないよう、十分配慮すること

《事後において》

虐待を受けたと思われる園児がいる場合には、個別的な指導が必要となります。

虐待の事実を他人に話すことは自分が悪い子であることを表明することになる為、子どもは事実を隠して親をかばおうとするので、いつでも聞いてもらえる環境作りと信頼関係を築くことが基盤となります。このような子どもがいる場合は、特に配慮して子どもが共感できる指導者が必要です。

※いかなる理由があろうと虐待を正当化することはできない事を知らせ明確に意思表示することの必要性を理解させることが大切です。虐待の体験を子どもが自ら言葉で語るのは周囲への信頼と安心を取り戻し、心の傷が癒え始めて虐待を受けたという体験と現在の自分との間に距離が出来てきたからだと考えなければなりません。それには根気強く、継続的な取り組みが必要です。

※別紙1 チェックシート

	園長	副園長	主任	副主任	専門リーダー	記入者
日付						
印						

日付	
クラス・氏名	
年齢・性別	
生年月日	
身長・体重	
衛生状態	
保護者氏名	
年齢・続柄	
職業	
兄弟関係	
子どもの様子	
☐ よくケガをしてくるが、原因がはっきりしない、手当てが十分でない	
☐ 打撲によるあざ、火傷などの不自然な傷がよく見られる	
☐ 特別な病気もないのに、身長や体重の増加が悪い、あるいは次第に低下している	
☐ 着衣が薄汚れていたり、季節や気温にそぐわない服装をしていたりする	
☐ 長期間入浴していない	
☐ 服装や顔、髪の毛、手足、口腔内が不潔である	
☐ 表情や反応が乏しく、元気がない	
☐ 基本的な生活習慣が身についていない	
☐ おやつや給食をむさぼるように食べる、おかわりを何度も要求する	
☐ 理由のはっきりしないまたは連絡のない遅刻や欠席が多い	
☐ 転んだりケガをしたりしても泣かない、助けを求めない	
☐ おびえた泣きかたをする	
☐ 身体接触を異常にいやがる(抱こうとすると逃げる、身を固くするなど)	
☐ いつもおどおどしていて、何気なく手を挙げて身構える	
☐ 職員を試したり、独占したりしようと、まとわりついて離れない	
☐ ささいなことでもすぐカーツとなり、友人への乱暴な言動がある	
☐ 親が迎えに来て帰りがたがらない	
☐ 年齢不相応な性的な言葉や、性的な行動が見られる	
その他	

保護者の様子
☐ 子どもとの関わりが乏しかったり、冷たい態度をとったりする
☐ 子どもへの怒り方が異常である
☐ 子どもの要求をくみ取ることができない(要求を予想したり理解したりできない、なぜ泣くのかわからない)
☐ 子どもが新しい遊びや遊具に関心を持つことを好まない
☐ 子どものことを自分と対等な存在と感じ、自分を脅かす存在と見ている
☐ 乳幼児期から甘やかすのはよくないと極端に強調する
☐ 自分の思いどおりにならないとすぐに体罰を加える
☐ 子どもに心理的に密着しすぎるか、全く放任か極端である
☐ 保護者の極端ないらだち、不安定がある
☐ 被害者意識が強かったり、イライラしたりしている
☐ 保育士との面談や家庭訪問を拒む
☐ 保育士に対して過度に攻撃的（ささいな非を追及する）
☐ 子どもを無断で欠席させることが多い
☐ 予防接種や健康診断を受けさせない
☐ 家の中が乱雑・不衛生
☐ 夫婦仲が悪い
☐ 地域の中で孤立している
☐ 母親にも暴力を受けた傷がある
家庭の状況
写真添付及び絵

※別紙2 通告シート

年 月 日

要保護児童名	
年齢	
性別	
生年月日	
保護者氏名	
年齢	
続柄	
職業	
兄弟など家族の状況、 同居家族含む	
虐待と思われる状況 について（時系列によ りいつから、どのよう な状況かなど記録に基 づき説明）	
児童の状況（現在の居 所、登園状況、様子など）	
保護者の通告について の了解	
通告者氏名	
職名	
連絡先	

※別紙3

要保護児の報告書 (〇〇月)

() 保育園

要保護児童	氏 名	
	年 齢	才 カ月 (平成・令和 年 月 日生)
	性 別	男 ・ 女
	住 所	
	入 園 日	平成・令和 年 月 日から
家庭について	保護者の様子など	
子どもの状況	保育園(室)での様子など	

その他気になること		
------------------	--	--

作成日：令和 年 月 日

記入者： _____